

第41回定時株主総会招集ご通知

日時

2020年6月19日(金曜日)
午前10時(受付開始：午前9時)

場所

京都市下京区烏丸通塩小路下ル(京都駅ビル内)
ホテルグランヴィア京都 3階「源氏の間」
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

決議 事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 退任取締役に対する
退職慰労金贈呈の件

* 本年はお土産のご用意はございません。



株主の皆様へ

株主の皆様のご支援のもと、
おかげさまで第41期の業績は
増収増益となり、過去最高の実績
となりました。

今後も創業精神である「美容
業界（美容室経営）の近代化」を
実現しながら、着実な成長を目指
してまいります。

株主の皆様におかれましては、
引き続き温かいご支援を賜ります
ようお願い申し上げます。

コタ株式会社
代表取締役社長 小田博英

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大防止の対応について

当社では、かねてより株主総会を株主様との貴重な対話・交流の場と位置づけ、多くの株主様にご出席いただく方針で開催しております。しかしながら、本年は新型コロナウイルス感染症の拡大状況に鑑みまして、誠に残念ではございますが、以下のとおりのお願いと対応をさせていただきたく存じます。

株主様におかれましては、何卒ご理解・ご協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。

1. 株主様へのお願い

- ・株主様の健康維持及び感染拡大防止策の一環として、本年の株主総会へのご出席は極力お控えいただくことをご検討ください。特に、ご高齢の方、基礎疾患のある方、妊娠されている方につきましては、株主総会へのご出席をお控えになることをご検討ください。
- ・ご出席をお控えになる場合、同封の議決権行使書で議決権を行使できますので、そのご利用も併せてご検討ください。
- ・ご出席を予定されている株主様におかれましては体調にご留意いただき、体調のすぐれないときはくれぐれもご無理なされませぬようお願いいたします。
- ・ご出席の場合、会場ではマスクのご着用、アルコール消毒液のご利用、ご入場前の検温にご協力をお願いいたします。
- ・会場内では、席の間隔を空けてご着席をお願いすることがあります。

2. 当社の対応について

- ・株主様へのお土産は、混雑や接触回避のため本年はやむなく中止とさせていただきます（お土産のご用意はございません）。
- ・株主総会当日、登壇者および運営スタッフはマスクを着用させていただきます。
- ・毎年、ご好評いただいております総会開会前のヘアケアに関するデモンストレーション、製品展示、総会閉会後のIR説明会は、誠に残念ではございますが本年はすべて中止させていただきます。
- ・ご来場の株主様で咳やくしゃみなど体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けする場合がございますので、あらかじめご了承ください。

上記のご案内は、2020年5月14日現在の状況から判断しております。今後の状況変化により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

株 主 各 位

京都府久世郡久御山町田井新荒見77番地

コタ株式会社

代表取締役社長 小 田 博 英

第41回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第41回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権をご行使いただくことができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2020年6月18日（木曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送のほど宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2020年6月19日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

前頁をご確認いただいたうえ、ご出席は極力お控えいただくことをご検討ください。

2. 場 所 京都市下京区烏丸通塩小路下ル（京都駅ビル内）
ホテルグランヴィア京都 3階 「源氏の間」
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項 第41期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱いたします。
- (2) 株主様の代理人によるご出席の場合は、代理人の人数を1名とし、資格は当会社の議決権を有する他の株主様とさせていただきます。その際、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本通知は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.cota.co.jp/>）に掲載しております。

◎開会間際は受付が混雑いたしますので、お早めにご来場ください。

- (注) 1. 本通知において提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」については、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しています。

なお、会計監査人および監査役が監査した計算書類は、本通知に記載の各書類と、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載の上記の事項となります。

掲載サイトアドレス <http://www.cota.co.jp/ir/soukai.html>



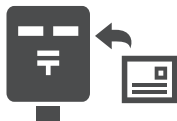
2. 本通知の株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することによりお知らせいたします。

当社ウェブサイト <http://www.cota.co.jp/>

議決権の行使方法のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。後記の株主総会参考書類6頁～12頁をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。**議決権の行使には次の2つの方法がございます。**

① 議決権行使書を郵送する場合



株主総会にご出席されない場合、議案の賛否をご表示のうえ、**2020年6月18日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。**

② 株主総会へ出席する場合



議決権行使書を会場受付へご提出ください。
また、本通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使方法のご案内

議決権行使書
コタ株式会社 御中

株主総会日 議決権の数 個
年 月 日

私は上記開催の定株主総会（臨時会または仮会の場合を含む）の議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使いたします。
年 月 日

（ご注意）
当社は、議案につき賛否の表示のない場合は、賛否の意思表示があったものとして取扱いたします。

議案	原案に対する賛否
第1号	賛 否
第2号	賛 否
第3号	賛 否

基本日現在のご所有株式数 株

議決権の数 個

議決権の数は1単位ごとに1個となります。

お願い

1. 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使票用紙を会場受付へご提出ください。
2. 当日ご出席されない場合は、議決権行使票用紙に賛否をご表示のうえ、お早めにご返送ください。
3. 第2号議案において、候補者の一部の者につき異なる賛否を表示される場合は、株主総会参考書類の候補者番号をご記入ください。

株主番号

コタ株式会社

第1号議案・第3号議案

賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印

否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印

第2号議案

全員賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印

一部の候補者を否認する場合 ▶ 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者番号を記入

全員否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印

議決権の行使のお取り扱いについて

議決権行使書において、議案につき賛否のご表示のない場合は、「賛」の意思表示があったものとして取り扱うこととさせていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、企業価値の持続的な向上と企業体質のさらなる強化を目指しつつ、業績の状況、内部留保の充実並びに配当性向等を総合的に勘案しながら、株主の皆様への利益還元を重視した安定配当を継続していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、1株当たり普通配当18円とさせていただきたく存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 18円

配当総額 322,298,640円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月22日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、これに伴い取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	現在の当社における地位	取締役在任年数	取締役会出席状況
1	お だ ひろ てる 小 田 博 英 再任	代表取締役社長	28年1ヶ月	100% 17/17回
2	ひろ せ しゅん じ 廣 瀬 俊 二 再任	常務取締役	16年	100% 17/17回
3	ひら た りつ お 平 田 律 雄 再任	常務取締役 総務部長	9年7ヶ月	100% 17/17回
4	やま ざき しょう や 山 崎 正 哉 再任	取締役 経営企画部長	9年7ヶ月	100% 17/17回
5	かわ むら しょう ご 河 村 省 吾 再任	取締役 生産部長	2年	100% 17/17回
6	はら まさ かず 原 正 和 再任 社外	社外取締役 (独立役員)	5年	100% 17/17回
7	おい だ 種 田 ゆみこ 新任 社外	—	—	—

(注) 本議案に関する各取締役候補者の在任年数は、本総会終結の時のものであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 数
1	お だ ひろ てる 小 田 博 英 (1959年10月3日生) 再任	1984年 9 月 当社入社 1991年 3 月 当社総務部長 1992年 5 月 当社取締役総務部長 1995年 4 月 当社常務取締役営業本部長 1998年 1 月 当社常務取締役管理部長 2004年 6 月 当社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社英和商事代表取締役社長	1,077,106株
		【取締役候補者とした理由】 同氏は、優れた経営判断力とリーダーシップを有しており、2004年6月の代表取締役社長就任から16年間、当社の経営を牽引し、一貫して業績を向上させてきたことに加え、「美容業界の近代化」という当社の創業精神を通じて、美容業界における当社の存在感を高めてまいりました。これらの実績を考慮し、持続的な企業価値向上の実現のために必要な人材であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	
2	ひろ せ しゅん じ 廣 瀬 俊 二 (1961年6月19日生) 再任	1987年12月 当社入社 1996年 4 月 当社営業第二部長 2004年 6 月 当社取締役営業第二部長 2009年 6 月 当社取締役経理部長 2018年 4 月 当社常務取締役経理部長 2019年 4 月 当社常務取締役（現任）	106,591株
		【取締役候補者とした理由】 同氏は、営業業務を中心に会社の業績向上に貢献してきたほか、財務・会計・税務についても高い知見を有しており、業績の進捗管理や金融機関との折衝、経営企画にも携わる等、その職責を十分に果たしております。また、I R活動においては投資家と積極的な対話を行い、当社に対する理解と賛同を深めることで、投資家との良好な関係づくりに貢献しております。これらの実績を考慮し、会社を成長させるための戦略や戦術の構築に必要な人材であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 数
3	ひら た りつ お 平 田 律 雄 (1963年 1 月 1 日生) 再任	1984年10月 当社入社 2009年 6 月 当社ＣＳ部長 2010年11月 当社取締役ＣＳ部長 2012年 6 月 当社取締役総務部長 2018年 4 月 当社常務取締役総務部長（現任）	67,705株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、人事・総務・法務部門に加え、旬報店システムや営業業務に関する高い知見を有しているほか、社内の人材育成や製品開発にも携わる等、その職責を十分に果たしております。また、複数の社内横断会議に出席することで会社の状況把握を行い、積極的に建設的な発言をしているほか、コンプライアンスやリスク管理の観点から、取締役会における議論の活性化に寄与しております。これらの実績を考慮し、人事戦略の構築やコーポレート・ガバナンスのさらなる向上のために必要な人材であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
4	やま さき しょう や 山 崎 正 哉 (1970年 9 月 2 日生) 再任	1989年 4 月 当社入社 2009年 6 月 当社営業第二部長 2010年11月 当社取締役営業第二部長 2018年 4 月 当社取締役経営企画部長（現任）	107,501株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、営業・販売分野での豊富な経験を有しており、その経験を活かして旬報店の開拓と育成に寄与してきたことに加え、美容室の業績向上及び「美容業界の近代化」に大きく貢献しております。また、新たな視点・コンセプトを取り入れた製品の開発や営業戦略の立案・推進を主導し、当社の企業価値の向上に寄与しております。これらの実績を考慮し、新たな経営戦略の構築や経営基盤の強化のために必要な人材であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
5	かわ むら しょう ご 河 村 省 吾 (1962年9月22日生) 再任	1994年12月 当社入社 2012年4月 当社生産部長 2018年6月 当社取締役生産部長（現任）	29,665株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、製造・物流分野での豊富な経験を有しており、その経験を活かして当社の基本姿勢である安心・安全なものづくりに加え、物流の責任者として高品質な製品を市場に安定的に供給し続けるなど、当社や当社製品に対するユーザーの満足度と信頼の向上に貢献してまいりました。また、工場において効率的な生産を実現するべく現場業務の改善に積極的に取り組むなど、会社の業績向上にも大きく寄与してまいりました。 これらの実績を考慮し、今後、経営的観点から製造・物流部門を主導するとともに、メーカーとしてさらなる高品質な製品の安定供給の実現と企業価値向上のために必要な人材であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
6	はら まさ かず 原 正 和 (1976年5月5日生) 再任 社外	2002年10月 弁護士登録 2002年10月 弁護士法人F A S 淀屋橋総合法律事務所入所 2003年7月 あすなろ法律事務所（現 弁護士法人あすなろ）入所 2008年5月 デューク大学ロースクール（LLM課程）修了 2008年8月 Earthjustice（環境法律事務所兼NGO）客員弁護士 2009年4月 米国ニューヨーク州弁護士登録 2010年5月 弁護士法人あすなろ社員弁護士（現任） 2015年6月 当社取締役（現任） 2018年6月 ナビタス株式会社社外監査役（現任） 2018年12月 三露産業株式会社監査役（現任） （重要な兼職の状況） 弁護士 ナビタス株式会社社外監査役 三露産業株式会社監査役	2,123株
	【社外取締役候補者とした理由】 同氏は、弁護士として企業法務に精通し、その豊富な経験と幅広い見識を活かし、取締役会において、独立した客観的な立場に基づき、法的な面はもちろん倫理・道徳面も含めた多面的かつ建設的な発言を積極的に行っております。 これらの実績を考慮し、社外取締役として職務を適切に遂行できると判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 数
7	おい だ 種 田 ゆ み こ (1966年12月25日生) 新任 社外	1994年10月 朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入所 1998年 4 月 公認会計士登録 2008年 8 月 株式会社ブレイン取締役就任（現任） 2008年11月 税理士登録 2014年10月 地方独立行政法人大阪市民病院機構社外監事就任（現任） 2018年 7 月 大阪中河内農業協同組合社外監事就任（現任） 2019年 6 月 株式会社ショーエイコーポレーション取締役監査等委員就任（現任） (重要な兼職の状況) 公認会計士 税理士 株式会社ブレイン取締役 地方独立行政法人大阪市民病院機構社外監事 大阪中河内農業協同組合社外監事 株式会社ショーエイコーポレーション取締役監査等委員	0 株
【社外取締役候補者とした理由】 同氏は、公認会計士および税理士として企業会計と税務に精通し、その豊富な経験と幅広い見識を活かし、取締役会において、独立した客観的な立場に基づき、多面的かつ建設的な発言を積極的に行うことができると判断いたしました。 これらの豊富な経験を考慮し、社外取締役として職務を適切に遂行できると判断し、新たに社外取締役としての選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 原正和氏および種田ゆみこ氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、原正和氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。本議案が承認可決された場合、同氏および種田ゆみこ氏を独立役員として指定し、同証券取引所に届け出る予定であります。
4. 原正和氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
5. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、原正和氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、本議案が承認可決され、原正和氏が再選された場合、引き続き上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、種田ゆみこ氏が取締役に選任された場合は、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

取締役 則包 正二氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等については取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
のり かね しょう じ 則 包 正 二	2004年 6 月 当社取締役 現在に至る

以 上

事業報告

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境に改善等により、緩やかな回復基調が続いたものの、消費増税の影響や新型コロナウイルスの流行による世界経済の停滞が懸念されるなど、先行きは不透明な状況で推移いたしました。

美容業界におきましては、来店客数の減少や客単価の伸び悩み等、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中、当社におきましては「美容室とともに女性を髪から美しくする」というコーポレート・スローガンのもと、美容室でのカウンセリングを通じて、来店客に対して付加価値の高いヘアケア提案を行いました。特に、ヘアケアの基本であるシャンプーおよびトリートメントについては、「女性は髪からもっと美しくなれる」という考えに基づき、主力ブランドである「コタ アイ ケア」の美容室での販売を推進することで、多くの『女性のキレイ』を髪から応援してまいりました。また、創業精神である「美容業界の近代化」をベースに、独自のビジネスモデルである「旬報店システムを軸としたコンサルティング・セールス」と「トイレタリーの販売を中心とした店販戦略」を引き続き展開し、美容室の業績向上に向けた提案や経営に関する支援を行いました。

売上高につきましては、店販戦略の主力である「コタ アイ ケア」および2019年5月に発売した新製品「コタトリート プレミーク」を中心としたトイレタリーの販売が好調であったことから、前期実績を上回ることができました。

また、売上原価につきましては、増収により増加いたしました。引き続き原価管理の見直し等を行っていることに加え、粗利率の高いトイレタリー製品の販売が好調であったことから、売上原価率は前期実績を下回りました。販売費及び一般管理費につきましては、人件費等の増加により、前期実績を上回りました。

これらの結果、当事業年度につきましては、売上高は7,460百万円（前期比6.7%増）、営業利益は1,469百万円（前期比5.1%増）、経常利益は1,491百万円（前期比6.6%増）、当期純利益につきましては、1,035百万円（前期比7.3%増）となりました。

また、売上高は22期連続の増収、営業利益、経常利益は7期連続、当期純利益も2期ぶりの増益となり、いずれも過去最高となりました。

なお、当社は美容室向けの頭髮用化粧品、医薬部外品の製造、販売事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の開示は行っておりませんが、売上高の内訳は、以下のとおりであります。

区 分	主 要 品 目	前 期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)		当 期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)		増 減 率 (%)
		売 上 高 (千円)	構 成 比 (%)	売 上 高 (千円)	構 成 比 (%)	
トイレタリー	シャンプー・トリートメント等	4,925,811	70.5	5,471,663	73.3	11.1
整 髪 料	ローション・スプレー・フォーム・ワックス等	1,189,631	17.0	1,183,770	15.9	△0.5
カ ラ ー 剤	ヘアカラー・ヘアマニキュア等	383,268	5.5	327,195	4.4	△14.6
育 毛 剤	薬用育毛促進剤等	265,026	3.8	253,892	3.4	△4.2
パ ー マ 剤	ウェーブ剤・ストレート剤・カーリング料等	129,001	1.8	123,161	1.6	△4.5
そ の 他	販売促進用品等	99,468	1.4	101,247	1.4	1.8
合 計		6,992,208	100.0	7,460,930	100.0	6.7

当社では、「美容室の繁栄が当社の繁栄につながる」という基本的な考え方のもと、具体的な戦略として、美容室の経営改善システムである「旬報店システム」を軸とした美容室の経営コンサルティング（コンサルティング・セールス）を展開し、トイレタリー（シャンプー、トリートメント等）の販売を中心とした「店販」を戦術として、成長・繁栄につながるさまざまな提案を美容室に行っております。そのため売上高に占めるトイレタリーの割合は70%程度となっており、同業他社に比べ高いことが特徴であります。

(2) 資金調達の状況

当事業年度は、社債または新株式の発行等による資金調達は行っておりません。

(3) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は60,743千円であり、その主なものは、生産計画スケジューラの導入、京都支店の移設に伴う工事費用および社用車の購入等によるものであります。

なお、これらの所要資金については、すべて自己資金で賄っております。

(4) 会社が対処すべき課題

今後の美容業界は、来店客数の減少や客単価の伸び悩み等厳しい経営環境が続き、また過当競争によりオーバーストア状態である美容室軒数は、徐々に市場規模に見合った軒数に向かうと推測されます。美容室経営におきましては、引き続き経営競争による二極化が進むことが予想されますが、独自のビジネスモデルである「旬報店システムを軸としたコンサルティング・セールス」と「トイレタリーの販売を中心とした店販戦略」を展開し、美容室の業績向上に資することができる当社にとっては、今後のビジネス環境の変化は追い風であると認識しております。この追い風を確実に業績向上へつなげるべく、以下の課題に取り組んでまいります。

① 人材育成と働き方改革

会社が着実に成長し永続していくためには、次の世代を担う人材（後継者）の育成が不可欠であります。社内外研修の充実を図り、「コーポレート・ガバナンス ガイドライン」を明瞭かつ確に伝えるとともに、多様な人材を確保し、将来の会社経営を担う人材育成に一層努めてまいります。

また、これまでの仕事のあり方および働き方を見直し、業務効率化や生産性向上を意識した、労働環境の再整備に取り組んでまいります。

② 旬報店の開拓と業績向上

当社の業績を支える根幹は、旬報店の業績向上にあります。「美容業界の近代化」という創業精神（こころざし）を共有できる新規旬報店の開拓を推進するとともに、既存旬報店の成長に資するべく、「旬報店システムを軸としたコンサルティング・セールス」のさらなる拡充に努めてまいります。

③ 積極的なＩＲ活動の推進

これまでのＩＲ活動をベースに、対象者、対象地域および手法等を適宜、改善しながら推進することで、投資家層への浸透を図るとともに潜在的株主の裾野を広げ、株主数の増加、知名度の向上に繋げてまいります。

また、会社の意思決定・公正性を確保し、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現する観点から、主体的な情報開示と株主との対話のさらなる充実を図ってまいります。

④ 非正規販売対策の推進

当社製品（シャンプー、トリートメント、整髪料等）は、美容室での対面による店舗販売を原則とする製品であります。したがって、美容室を経由しないインターネットや小売店等での非正規販売は、お客様一人ひとりの髪の状態に適した製品を選択することができません。これを放置しては、結果として当社製品のブランド価値の低下を招くとともに、美容室の業績および消費者にも悪影響を与えることから、非正規販売を完全否定するための対策を、より一層進めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第 38 期 (2017年3月期)	第 39 期 (2018年3月期)	第 40 期 (2019年3月期)	第41期(当期) (2020年3月期)
売 上 高 (千円)	6,552,414	6,732,034	6,992,208	7,460,930
経 常 利 益 (千円)	1,233,238	1,338,847	1,400,035	1,491,908
当 期 純 利 益 (千円)	868,425	971,173	965,046	1,035,549
1 株当たり当期純利益 (円)	41.13	47.52	48.57	52.57
総 資 産 (千円)	9,108,868	9,364,443	9,401,956	10,356,224
純 資 産 (千円)	7,048,695	7,144,777	7,009,060	7,744,389

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。
 なお、期中平均発行済株式数は、自己株式を控除して算出しております。
2. 第41期(当期)の状況は、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
3. 各期の1株当たり当期純利益は、2017年4月1日付の株式分割(1:1.1)、2018年4月1日付の株式分割(1:1.1)、2019年4月1日付の株式分割(1:1.1)および2020年4月1日付の株式分割(1:1.1)が第38期の期首に行われたと仮定して算定しております。

(6) 主要な事業内容

当社では、美容室向けの頭髮用化粧品、医薬部外品の製造・販売を主な事業としております。

(7) 主要な営業所及び工場

- ① 本 社：京都（京都府久世郡）
- ② 支 店：東京（東京都渋谷区）、名古屋、金沢（石川県野々市市）、大阪
- ③ 営業所：仙台、横浜、千葉、京都、岡山、熊本、鹿児島
- ④ 工 場：京都（京都府久世郡）

（注） 2020年4月1日より営業基盤の強化および効率向上等を目的に、全国にある11営業拠点のうち7拠点の「営業所」を「支店」に名称変更いたしました。

(8) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比較増減	平 均 年 齢	平均在籍年数
男 性	213名	1名増	36.0歳	11.1年
女 性	114名	14名増	32.7歳	6.8年
合計または平均	327名	15名増	34.8歳	9.6年

（注） 従業員数は就業人員であります。

2. 株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 61,735,356株
- (2) 発行済株式の総数 17,905,480株（自己株式2,544,356株を除く。）
- (3) 当事業年度末の株主数 14,237名
- (4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 英 和 商 事	2,176,975株	12.15%
小 田 博 英	1,077,106株	6.01%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	598,000株	3.33%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	506,900株	2.83%
加 藤 賢 二	471,483株	2.63%
齋 藤 三 映 子	438,317株	2.44%
片 山 正 規	426,204株	2.38%
大 成 化 工 株 式 会 社	385,844株	2.15%
小 田 容 永	273,671株	1.52%
武 内 プ レ ス 工 業 株 式 会 社	266,228株	1.48%

- (注) 1. 当社は、自己株式2,544,356株を保有しておりますが、上記上位10名の株主から除いております。また、持株比率については、自己株式を控除して算出しております。
2. 持株比率は、小数点第3位以下を切捨てて記載しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2020年1月30日開催の取締役会の決議に基づき、2020年3月31日最終の株主名簿に記載された株主に対して、2020年4月1日付で、その所有する普通株式1株を1.1株に分割いたしました。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	小 田 博 英	株式会社英和商事代表取締役社長
常 務 取 締 役	廣 瀬 俊 二	
常 務 取 締 役	平 田 律 雄	総務部長
取 締 役	則 包 正 二	C S 部長
取 締 役	山 崎 正 哉	経営企画部長
取 締 役	河 村 省 吾	生産部長
取 締 役	原 正 和	弁護士 ナビタス株式会社社外監査役 三露産業株式会社監査役
常 勤 監 査 役	富 永 渉	
監 査 役	村 田 智 之	公認会計士 三笠産業株式会社社外取締役 株式会社ヴィンクス社外監査役 寧薬化学工業株式会社社外取締役 株式会社船井総合研究所社外取締役
監 査 役	竹 仲 勲	税理士 I T L 株式会社代表取締役 株式会社ジェリフ社外監査役

- (注) 1. 原正和氏は、社外取締役であります。
2. 村田智之および竹仲勲の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役村田智之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役竹仲勲氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 当社は、取締役原正和氏、監査役村田智之氏および監査役竹仲勲氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
6. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役原正和氏、監査役富永渉氏、監査役村田智之氏および監査役竹仲勲氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。
7. 2020年4月1日付で次のとおり異動がありました。

氏 名	地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	
	変 更 前	変 更 後
則 包 正 二	取 締 役 (C S 部 長)	取 締 役

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る役員の報酬等の総額

区 分	支 給 人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (1名)	246,365千円 (7,678千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	34,696千円 (13,851千円)
合 計	10名	281,061千円

(注) 上記の取締役および監査役の報酬等の額には、定額報酬のほか賞与28,878千円（うち社外取締役698千円、社外監査役1,626千円）および当事業年度に繰入れた役員退職慰労引当金60,986千円（うち社外取締役980千円、社外監査役1,905千円）を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の社外役員等との重要な兼職に関する事項

取締役原正和氏の兼職先であるナビタス株式会社および三露産業株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。

監査役村田智之氏の兼職先である三笠産業株式会社、株式会社ヴィンクス、寧薬化学工業株式会社および株式会社船井総合研究所との間に重要な取引その他の関係はありません。

監査役竹仲勲氏の兼職先であるＩＴＬ株式会社および株式会社ジェリフとの間に重要な取引その他の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	原 正 和	当事業年度開催の取締役会17回のうちすべてに出席し、主に弁護士として培われた専門的な知識・経験等から当社経営に関する的確な助言を行っております。
監 査 役	村 田 智 之	当事業年度開催の取締役会17回のうちすべてに出席し、主に公認会計士として培われた専門的な知識・経験等から適宜必要な助言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会13回のうちすべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監 査 役	竹 仲 勲	当事業年度開催の取締役会17回のうちすべてに出席し、主に税理士として培われた専門的な知識・経験等から適宜必要な助言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会13回のうちすべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 監査法人和宏事務所

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,000千円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ) 代表取締役社長は訓示等で繰り返し遵法性確保の重要性や判断基準等を役職員に伝えることにより、法令および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底しております。

また、その徹底を図るため、コンプライアンス委員会においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、総務部を中心に役職員教育を行っております。

(ロ) コンプライアンス委員会は、社内のコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努めております。社内のコンプライアンスの状況の監査は、内部監査室が定期的に実施し、その結果を代表取締役社長、内部統制委員会、監査役会および会計監査人に報告しております。

また、法令上疑義のある行為等について従業員が直接相談することを可能とするため、相談窓口を社内外にそれぞれ設けております。この相談窓口については、全役職員が常時閲覧可能な社内イントラネットに掲載することにより周知徹底されております。相談を受けた場合はその内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議の上、決定し、全社的に再発防止策を実施いたします。

(ハ) コンプライアンス担当取締役は、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を代表取締役社長およびコンプライアンス委員会に報告いたします。また、各業務部門固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策を具現化しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存しております。

取締役および監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンスについてはコンプライアンス規程およびコンプライアンスマニュアルを制定しており、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては経営危機管理規程および経営危機管理マニュアルを制定しております。また、リスクが具現化したときの対策については、経営危機対策規程および経営危機管理マニュアルの定めに従い、迅速な対応を図ることとしております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

組織規程、業務分掌規程および職務権限規程等に定められた意思決定のための社内ルールに従い、適正かつ効率的に職務が執行される体制をとっております。

⑤ 当社における業務の適正を確保するための体制

(イ) 取締役および部門長は、各担当部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有しております。

(ロ) 内部監査室は、部門ごとに業務全般にわたる内部監査を定期的実施し、その結果を代表取締役社長、監査役会および会計監査人に報告しております。また、必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行い業務の適正を確保いたします。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役はその職務を補助するために必要に応じて使用人を置くことができるものとしております。

なお、当該使用人の独立性確保の見地より、人事異動、評価、懲罰については監査役の同意を必要としております。

⑦ 監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助するため、必要に応じて使用人を置き、当該使用人に監査役の指示による調査の権限を認めております。また、使用人に対する監査役の必要な指揮命令権が不当に制限されていると認められる場合には、代表取締役社長または取締役会に対して必要な要請を行うこととしております。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の状況、内部通報状況およびその内容を速やかに報告する体制を整備しております。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定することとしております。

(イ) 具体的には、取締役は次に定める事項を監査役に報告することとしております。

- a. 重要な会議で決議された事項
- b. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- c. 毎月の経営状況として重要な事項
- d. 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
- e. 重大な法令・定款違反
- f. その他コンプライアンス上重要な事項

(ロ) 使用人は前項に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものとしております。

⑨ 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役からその職務執行に関する事項の説明を求められた場合およびコンプライアンス違反事項を認識した場合には、速やかに監査役へ報告を行うこととしております。また、使用人の監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇は、一切行われぬよう規程を整備しております。

⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役会は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じて、会社の費用で法律・会計等の専門家を活用することができることとしております。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長は、監査役の求めに応じて意見交換会を設定しております。また、常勤監査役に社内の主要な会議の開催を通知し、その出席および発言の機会を妨げません。また、必要に応じて法律・会計等の専門家に委託し、監査業務に関する助言を受ける機会を保証しております。

⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(イ) 基本的な考え方

当社は、反社会的勢力の排除に向けて、反社会的勢力からの不当な要求を一切受け付けず、警察当局および弁護士等と協力し、連携を図りながら反社会的勢力および団体に対して毅然とした態度で臨むことを基本的な考え方としております。

(ロ) 整備状況

当社は、総務部を対応部署とし、警察当局および顧問弁護士等と協力し、連携を図りながら社内イントラネット等にて情報を提供・共有することで、継続的な啓蒙・教育活動に取り組んでおります。

新規の取引先については、当該取引先が反社会的勢力に該当するか否かを社内においてネットワーク情報等を用いて調査し、該当しないと判断した場合には、社内の所定の手続きを経て、反社会的勢力排除に関する条項を盛り込んだ取引契約書または反社会的勢力排除に関する覚書を当該取引先と締結しております。

また、本社においては京都地区企業防衛対策協議会に所属し指導を受けるとともに、反社会的勢力に関する情報収集を行い、地域企業との連携も図っております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取り組み

当社は、当社の従業員に対し、コンプライアンスについて定例的な社内研修および教育を行うことにより、法令および社内規程等を遵守するための取り組みを継続的に実施しております。また、当社は、全取締役を委員とするコンプライアンス委員会を定期的に開催し、法令および社内規程等の遵守状況を審議した上で、必要に応じてコンプライアンス体制を見直しております。

② 情報の保存・管理体制に関する取り組み

当社は、取締役会等の主要会議の議事録、稟議書、会計書類その他の業務執行に関する文書について、文書管理規程その他の関連規程に基づき、法令等に準拠した適切な保存期間を設定し、文書その他の情報を適切に保存・管理しております。また、これらの情報については、すべての取締役および監査役が必要に応じて閲覧できるようにしております。

③ リスク管理体制に関する取り組み

当社は、経営危機管理規程、経営危機管理マニュアルおよび経営危機対策規程を定め、リスクの特定および対応策の策定ならびに定期的な見直しを行い、リスクの低減とその未然防止に取り組んでおります。また、安全衛生委員会を中心として、全従業員に対し、火災や地震等の災害を想定した訓練を適宜行っております。

④ 取締役の職務の執行に関する取り組み

当社の取締役会は、社外取締役 1 名を含む取締役 7 名で構成し、監査役 3 名も出席したうえで開催しており、月 1 回の定時取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、取締役の職務執行を監督しております。

⑤ 監査役の職務の執行に関する取り組み

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、月 1 回の定時監査役会に加えて必要に応じ臨時監査役会を開催し、監査役間の情報共有に基づいて会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行っております。さらに、取締役会に出席するとともに、取締役と対話を行い、内部監査室・会計監査人と連携し、取締役の職務の執行状況を監査しております。また、常勤監査役は、主要な稟議書を確認し取締役の職務の執行状況を監査するとともに、コンプライアンス委員会等の重要会議に出席し、必要場合は意見を述べ、監査の実効性を確保しております。

⑥ 内部監査の実施に関する取り組み

内部監査室は、内部監査実施計画書に基づき、当社の各部門の業務執行の監査、内部統制監査を実施しております。

⑦ 反社会的勢力の排除に関する取り組み

新規の取引先との間における反社会的勢力排除の覚書の締結を徹底するとともに、本社においては京都地区企業防衛対策協議会に所属し指導を受け、反社会的勢力に関する情報の収集と共有を図ることにより、反社会的勢力との関係を遮断しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

しかしながら、株主の皆様から付託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引の状況や株主構成の異動の状況等を常に注視しております。万一、当社株式の大量買付を企画する者が出現した場合には、社外の専門家も交え、当該買付者の意図の確認、事業計画の評価および交渉を行います。そして、当該買付行為が当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益に資しないと認められた場合には、具体的な対抗措置の要否およびその内容等を速やかに決定して開示し、その上で適切な対抗措置を講ずることの可能性を排除するものではありません。

なお、制度としての敵対的買収防衛策の導入につきましても、重要な経営課題の一つと捉えており、買収行為を巡る法制度の整備や関係当局の判断および見解、社会の動向も見極め、今後必要に応じて検討してまいります。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する長期・安定的な株主還元を重要な経営課題の一つと考えております。将来の事業展開への備えと財務体質の強化のために必要な内部留保に配慮しつつ、継続的・安定的な配当を実施することを目指すとともに、株主価値の向上を図ること等を目的とした株式分割、自己株式の取得等については、市場環境や資本効率等を総合的に勘案したうえで実施することを基本方針としております。

この方針に基づき、内部留保資金の使途につきましては、今後の事業規模の拡大や製造設備・研究開発等の投資、財務基盤の強化、安定的な配当を継続するための原資等として備え、必要に応じて活用したいと考えております。

また、剰余金の配当につきましては、配当性向30%を目途として、継続的・安定的に実施できるよう努めております。

当期の配当につきましては、1株当たり普通配当を18円とさせていただきたく存じます。この結果、当期の配当性向は31.1%、純資産配当率は4.4%となります。

(5) 持続的な成長と中長期的な企業価値向上に関する方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために、最良のコーポレート・ガバナンスを実現することを基本方針としております。

この方針に基づき、当社の基礎となる考え方である「コタベーシック」を構成している「創業精神」、「創業理念」、「経営理念」、「基本理念」ならびに「部門方針」を通じて、企業価値を向上させながら、社会に必要とされる企業であり続けるために、「コーポレート・ガバナンス ガイドライン」を制定しております。

(6) ものづくり（研究・生産）の取り組み

当社では、極めて厳格な品質管理基準に基づき、研究開発から製造まで一貫した「安心・安全」、「高品質」かつ「高付加価値」なものづくりに取り組んでおります。

まず、研究開発面では、髪から女性を美しくする高付加価値、かつ、エンドユーザーに対して安心・安全な製品の開発および品質管理に努めるとともに、産学連携を含めた各分野における基礎研究を進めております。また、自然のやさしさと科学の力を融合させながら、人にも環境にもやさしい原料にこだわる「ネイチャー＆サイエンス」という考えのもと、髪本来の美しさを追求し続けております。

また、生産面では、安心・安全なものづくりにより、高品質な製品を市場に安定的に供給することで、当社や当社製品に対する信頼の向上に努めるために、最新設備の導入などハード面の充実はもとより、「人の目、人の手を活かしたものづくり」といったソフト面も大切にしており、機械と熟練した人の技術を融合させたものづくりに取り組んでおります。

当社は、研究・生産におけるこれらの特徴を活かしながら、「女性は髪からもっと美しくなれる」という考え方を具現化した製品を、美容室を通じて提供し続ける方針であります。

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：千円)

項 目	第41期 (2020年3月31日現在)	(ご参考) 第40期 (2019年3月31日現在)	項 目	第41期 (2020年3月31日現在)	(ご参考) 第40期 (2019年3月31日現在)
資 産 の 部			負 債 の 部		
流 動 資 産	7,229,641	6,115,132	流 動 負 債	1,653,747	1,563,284
現 金 及 び 預 金	4,929,513	3,992,698	買 掛 金	153,862	151,259
受 取 手 形	26,154	25,130	未 払 金	540,335	510,671
売 掛 金	1,177,107	1,263,029	未 払 費 用	174,387	166,614
有 価 証 券	100,000	50,000	未 払 法 人 税 等	357,820	409,000
商 品 及 び 製 品	634,047	535,322	未 払 消 費 税 等	122,927	34,364
仕 掛 品	27,944	17,669	賞 与 引 当 金	232,313	208,243
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	281,875	205,204	販 売 奨 励 引 当 金	46,559	46,391
前 渡 金	21,935	—	そ の 他	25,541	36,740
前 払 費 用	22,825	22,427	固 定 負 債	958,086	829,610
そ の 他	8,268	3,682	退 職 給 付 引 当 金	183,111	129,191
貸 倒 引 当 金	△30	△32	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	584,728	523,742
固 定 資 産	3,126,582	3,286,823	資 産 除 去 債 務	48,523	41,644
(有 形 固 定 資 産)	(2,307,848)	(2,410,474)	預 り 保 証 金	141,723	135,033
建 築 物	1,035,408	1,095,694	負 債 合 計	2,611,834	2,392,895
構 築 物	14,383	17,174	純 資 産 の 部		
機 械 装 置	20,560	57,326	株 主 資 本	7,743,316	7,008,163
車 両 運 搬 具	33,503	26,504	資 本 金	387,800	387,800
工 具 器 具 備 品	45,086	54,868	資 本 剰 余 金	330,888	330,854
土 地	1,158,906	1,158,906	資 本 準 備 金	330,800	330,800
(無 形 固 定 資 産)	(104,133)	(145,496)	そ の 他 資 本 剰 余 金	88	54
ソ フ ト ウ ェ ア	97,962	139,226	利 益 剰 余 金	9,299,588	8,557,129
電 話 加 入 権	5,970	5,970	利 益 準 備 金	46,800	46,800
施 設 利 用 権	201	300	そ の 他 利 益 剰 余 金	9,252,788	8,510,329
(投資その他の資産)	(714,600)	(730,851)	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	86,918	90,248
投 資 有 価 証 券	192,729	301,644	別 途 積 立 金	4,100,000	4,100,000
長 期 貸 付 金	24,538	26,041	繰 越 利 益 剰 余 金	5,065,869	4,320,080
長 期 前 払 費 用	10,511	13,483	自 己 株 式	△2,274,959	△2,267,619
差 入 保 証 金	118,858	78,105	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,073	896
繰 延 税 金 資 産	364,162	307,776	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,073	896
そ の 他	3,800	3,800	純 資 産 合 計	7,744,389	7,009,060
資 産 合 計	10,356,224	9,401,956	負 債 及 び 純 資 産 合 計	10,356,224	9,401,956

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目	第41期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)		(ご参考) 第40期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	
売上高		7,460,930		6,992,208
売上原価		1,851,924		1,806,630
売上総利益		5,609,006		5,185,577
販売費及び一般管理費		4,139,408		3,787,627
営業利益		1,469,597		1,397,949
営業外収益				
受取利息及び配当金	4,404		3,758	
その他	20,709	25,113	23,798	27,557
営業外費用				
支払手数料	—		22,997	
その他	2,802	2,802	2,473	25,471
経常利益		1,491,908		1,400,035
税引前当期純利益		1,491,908		1,400,035
法人税、住民税及び事業税	512,826		446,990	
法人税等調整額	△56,467	456,359	△12,001	434,989
当期純利益		1,035,549		965,046

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

第41期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計
						固 定 資 産 圧縮積立金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
2019年4月1日 期首残高	387,800	330,800	54	330,854	46,800	90,248	4,100,000	4,320,080	8,557,129
事業年度中の変動額									
剰余金の配当								△293,090	△293,090
当期純利益								1,035,549	1,035,549
固定資産圧縮積立金の取崩						△3,330		3,330	－
自己株式の取得									
自己株式の処分			33	33					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	－	－	33	33	－	△3,330	－	745,789	742,458
2020年3月31日 期末残高	387,800	330,800	88	330,888	46,800	86,918	4,100,000	5,065,869	9,299,588

(単位：千円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2019年4月1日 期首残高	△2,267,619	7,008,163	896	896	7,009,060
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△293,090			△293,090
当期純利益		1,035,549			1,035,549
固定資産圧縮積立金の取崩		－			－
自己株式の取得	△7,418	△7,418			△7,418
自己株式の処分	77	111			111
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			176	176	176
事業年度中の変動額合計	△7,340	735,152	176	176	735,328
2020年3月31日 期末残高	△2,274,959	7,743,316	1,073	1,073	7,744,389

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (ご参考) 第40期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計
		固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金					
2018年4月1日 期首残高	387,800	330,800	53	330,853	46,800	93,324	4,100,000	3,627,488	7,867,613
事業年度中の変動額									
剰余金の配当								△275,530	△275,530
当期純利益								965,046	965,046
固定資産圧縮積立金の取崩						△3,075		3,075	－
自己株式の取得									
自己株式の処分			0	0					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)									
事業年度中の変動額合計	－	－	0	0	－	△3,075	－	692,591	689,516
2019年3月31日 期末残高	387,800	330,800	54	330,854	46,800	90,248	4,100,000	4,320,080	8,557,129

(単位：千円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2018年4月1日 期首残高	△1,442,429	7,143,836	940	940	7,144,777
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△275,530			△275,530
当期純利益		965,046			965,046
固定資産圧縮積立金の取崩		－			－
自己株式の取得	△825,190	△825,190			△825,190
自己株式の処分	0	1			1
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			△43	△43	△43
事業年度中の変動額合計	△825,189	△135,673	△43	△43	△135,716
2019年3月31日 期末残高	△2,267,619	7,008,163	896	896	7,009,060

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

コタ株式会社
取締役会 御中

監査法人和宏事務所

大阪府大阪市

代表社員 公認会計士 大 嶋 豊 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 平 岩 雅 司 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、コタ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表) 及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人和宏事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月14日

コタ株式会社 監査役会

常勤監査役	冨	永	渉	㊟
社外監査役	村	田	智之	㊟
社外監査役	竹	仲	勲	㊟

以上

〈メ 毛 欄〉

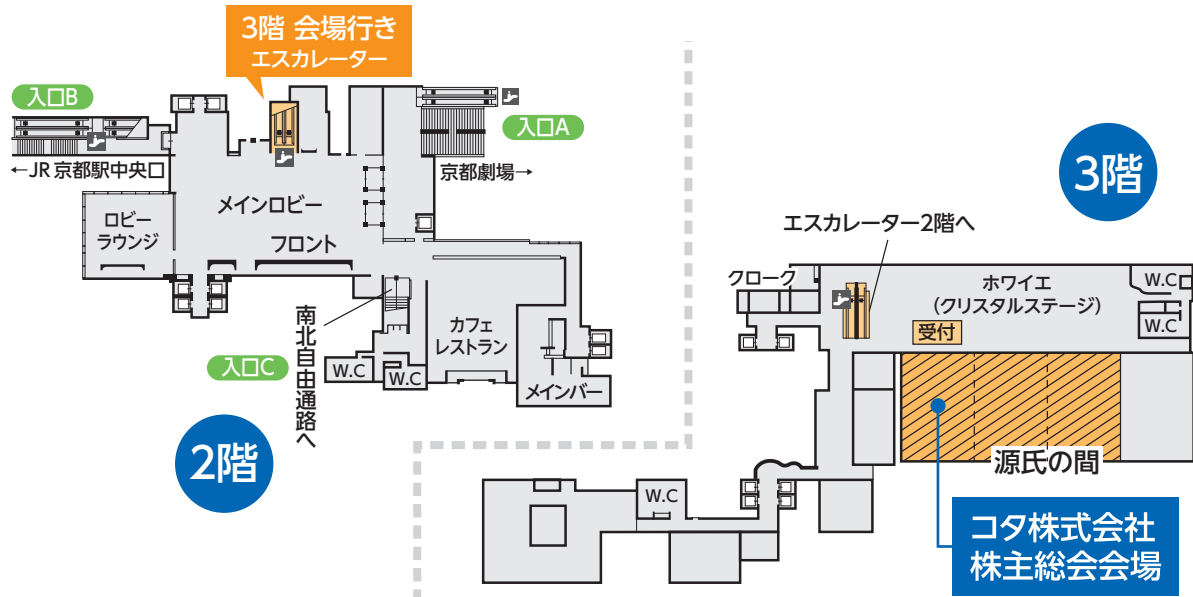
[illegible]

〈メ 毛 欄〉

This image shows a full page of white paper with horizontal blue or grey ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page, typical of notebook paper. There are no margins, text, or other markings on the page.

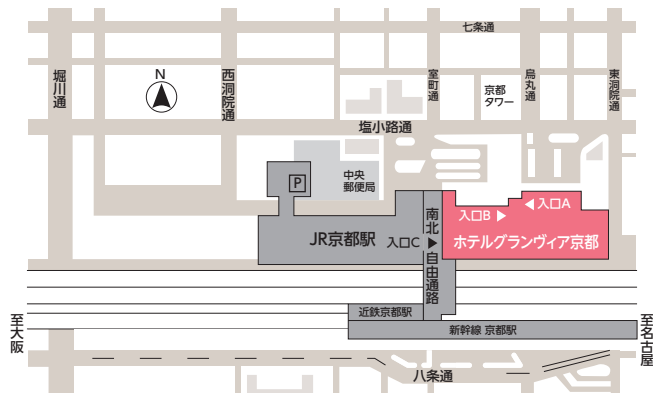
株主総会会場ご案内図

京都市下京区烏丸通塩小路下ル(京都駅ビル内)
ホテルグランヴィア京都 3階「源氏の間」



○ホテル正面(1階)よりお越しの株主様は **入口A** から、
JR京都駅中央口よりお越しの株主様は **入口B** から、
南北自由通路よりお越しの株主様は **入口C** から、
ホテルグランヴィア京都2階メインロビーにお越しのうえ、
エスカレーターにて3階「源氏の間」までお越しください。

○なお、京都駅ビルには駐車場はございますが、混雑が予想
されますので、公共交通機関をご利用ください。



○ホテルグランヴィア京都(株主総会会場)は、JR京都駅に直結しております。

